

農業研修受入ができる市町村等

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
伊達市	伊達市就農支援事業	1 伊達市在住者 2 65歳以下 3 就農して5年以内の者、又は新たに就農しようとする者 4 農業に年間150日以上従事すると見込まれること 5 今後5年以上農業に従事すると見込まれること	支援内容: 農業生産法人等と委託契約をし、支援対象者に先進的な農家を紹介して、農家経営や栽培技術等の指導を行う。 委託料: (1) 就農者支援(半日支援と1日支援を就農者が選択) 1か月5日以上の場合 600円/1時間 (ただし、半日は3時間以上、1日は6時間以上の実働時間として、1か月97千円を限度とする。 (2) 就農者受入農家支援 1か月10日以上半日研修 25千円 1か月10日以上1日研修 50千円 (ただし、農業研修は1日最大6時間とし、1か月5万円を限度) 支援機関: 3年間	随時	2名	—	農政課 TEL:024-577-3173
郡山市	こおりやま園芸カレッジ	新たに園芸で郡山市内に就農する18歳以上60歳以下の方	・野菜・花卉の栽培技術を学ぶ研修会 ・年間155日 ・農業次世代人材投資資金(準備型)対応	平成31年度研修生を平成30年12月中旬から平成31年1月中旬まで募集	3名程度	https://www.city.koriyama.fukushima.jp	園芸振興センター TEL:024-957-2880
湯川村	若者就農支援事業(地域おこし協力隊募集事業)	(1) 平成30年4月1日現在で20歳以上、35歳以下の方 (2) 申込時点で、3大都市圏内の都市地域又は地方都市(条件不利地域を除く)に在住し、採用決定後は湯川村に住居登録し、居住できる方等	湯川村で「地域おこし協力隊」として採用後、農業に従事し、農業技術、経営ノウハウを習得しながら、農業資源(田、畑、産物)を生かした商品開発や地域情報の発信をしていただき、将来的には、農業での自立・定住を目指して、研修を受けていただきます。 また、住居は、村内にある空き家を村が改修し、家賃は村が負担 引越の費用一部負担、スキルアップに必要な経費の一部負担をします。 なお、当面最長3年間は地域おこし協力隊として就農に向けた活動等を行っていただき(賃金は年額約200万円・月額約16万)、その後は、新規就農者として国や村の就農給付金等を活用しながら就農していただきます。	採用者が決定するまで随時	1名	http://www.vill.yugawa.fukushima.jp/	産業建設課商業観光係 TEL:0241-27-8831
昭和村	昭和村新規農業参入推進事業	以下の要件を全て満たす者 ・18歳以上 ・昭和村に居住、または今後5年以上、昭和村に居住し、中核的農業者となり得る者(認定就農者、認定新規農業者を指す) ・研修終了後直ちに就農する者	○研修期間 1年 ○研修場所 村内農家 ○研修内容 宿根カスミソウの栽培及び経営計画 ○研修費用助成 指導農家への謝礼金(指導農家へ支払) 研修を終えた方は下記の支援制度があります ●初期経営支援 カスミソウ苗の購入代金の1/2助成(上限50万円、2年間) ●農地代助成 地代の1/2(上限1万円、3年間) ●就職奨励金 10万円(就農した場合10万円支給) ●住宅・作業小屋家賃助成 家賃の1/2(上限1万円、3年間) その他、県補助事業、県農業制度金融制度について、導入支援	毎年4月1日～10月末	2組	www.vill.showa.fukushima.jp/	産業建設課産業係 TEL:0247-57-2117
南会津町	新規就農者支援事業	【研修業務補助金】 ・補助対象者 ①町内在住者及びUターン者 ②Uターン者経営責任者年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者 ・交付の条件 研修業務終了後、町内で新たに重点振興作物を概ね20%以上栽培し農業を営む者農業経営技術修機関及び団体に助成	【研修業務補助金】 ○補助金額 1人当たり月額150,000円以内の80% ○助成期間 原則として年6か月以上8か月以内で、最大16か月の栽培期間に限る(※同等の類似する補助事業等に該当する者は除く)	随時	—	http://www.miamiaizu.org/	農林課農政係 TEL:0241-62-6220

下郷町	新規就農者研修支援事業	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上60歳未満の者	○1人当たり月額8万円を助成する。 最長1年間(年2回交付) ・交付条件 研修終了後、町内で新規に就農が見込まれる者	随時	上限は定めていない	http://town.shimogo.fukushima.jp/	産業課農政係 TEL:0241-69-1188
只見町	只見町新規農業参入者支援事業(研修支援)	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、新たに農業を始める者 ・18歳以上60歳以下の者であって、18歳以上60歳以下の同居の親族がいる者 ・町内に居住し10年以上就農することが確約できる者 ・就農計画を策定し、認定を受けた者	○研修期間 1年以内 ○研修場所 町内農家 ○研修内容 施設園芸作物(トマトなど)の栽培及び経営計画 ○研修助成金 8万円/月 ※就農前の研修を対象	随時	予算範囲内	http://www.tadami.gr.jp/lifeguide/cat01/cat3/000028.html	農林振興課農政係 TEL:0241-82-5230